

3月 定例教育委員会会議録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 日 時 | 平成 29 年 3 月 23 日 (木) 午後 5 時 30 分から午後 6 時 30 分まで |
| 2 | 会 場 | 磐田市役所 西庁舎 3 階 特別会議室 |
| 3 | 出席者 | 村松啓至教育長 杉本憲司委員 青島美子委員 田中さゆり委員 |
| 4 | 出席職員 | 秋野雅彦教育部長 園田欣也教育総務課長 佐藤千明学校給食管理室長 山本敏治学校教育課長 伊藤八重子中央図書館長 高梨恭孝文化財課長 名倉章市民活動推進課長 神谷愛三郎スポーツ振興室長 伊藤道明学府一体校推進室長 |
| 5 | 傍 聴 人 | 0 人 |

教育長職務代理者の指名について

<教育総務課長>

「教育長職務代理者の指名について」ですが、その指名は教育長が行うものとされています。教育長職務代理者の任期については、法律上の定めがないため、教育長が別の教育委員を指名するまでとされています。そこで、本市においては、新制度後最初に行われた平成 27 年 4 月 1 日の臨時教育委員会において「教育長が別の教育委員を指名するまでの区切りとしては 1 年を節目とする」こととされたため、毎年度定例教育委員会において、再任を含めてこれを確認するものです。教育長職務代理者の職務については、教育長職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、その職務を教育長職務代理者から教育委員会事務局職員に委任することが可能であり、本市においては、教育委員会規則において教育部長と指定しています。

<教育長>

杉本委員、1 年間ありがとうございました。新たに青島委員を教育長職務代理者に指名したいと思います。

<青島委員>

皆さんにサポートしていただいて、教育長職務代理者として、教育長をサポートしてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

教育委員会が決定したもの

(1) 議案第 10 号 磐田市スポーツ推進委員の委嘱について

今回、スポーツ推進委員の委嘱を議案としましたのは、前回委嘱した委員の任期 2 年間で 3 月 31 日で切れることから、新たに委嘱を行うものです。スポーツ推進委員はスポーツ基本法第 32 条の規定により、「社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解をもち、熱意と能力をもつ者の中から、スポーツ推進委員を委嘱する」とされています。本市では資料 9・10 ページに添付しました磐田市スポーツ推進委員規則第 4 条の規定により、教育委員会から委嘱をいただいているものです。スポーツ推進委員の職務は、委員規則第 2 条に列記したとおりですが、具体的には親子ふれあい体育教室、わくわくスポーツ教室、出前講座などを実施しています。今回、委嘱する委員は 48 名です。任期は平成 29 年 4 月 1 日からの 2 年間となります。

<質疑・意見>

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、議案第 10 号は原案どおり承認された。

(2) 議案第 11 号 平成 29 年 4 月 1 日付け人事異動 (教育委員会関係) について

グループ長以上の異動者について説明します。

最初に教育総務課です。児童・総務グループが放課後児童クラブ及び市民活動推進課から移管される青少年関係の事務を担う児童青少年政策室に分かれることから、清水大輔部付主査が総務グループ長に、福祉課から異動の加藤計吾が主幹兼児童青少年政策室長に就きます。施設管理グループ長の栗田の後任として、建築住宅課から異動の岡山明芳が課長補佐兼グループ長に就きます。

次に、教育総務課にあった課内室の学校給食管理室です。学校給食課になりますので、配属職員は全て異動の形になります。課長には市税課から異動の木野吉文が就きます。主幹兼グループ長であった山内恵理が課長補佐兼グループ長となります。

学校教育課です。グループ長 3 名が学校へ帰任することに伴うもので、県教委から佐伯泰司が課長補佐兼教職員グループ長に、富士見小学校から天野隆が主幹兼指導グループ長に、教育総務課から矢島一彦が主査兼教育支援グループ長に就きます。

次に中央図書館です。竜洋図書館長であった高尾純男の退職に伴い、学校給食管理室から佐藤千明が中央図書館参事兼竜洋図書館長に就きます。

次に文化財課です。歴史文書館長の飯田正の退職に伴うもので、文化財課調査グループから木村弘之が主査兼歴史文書館長に就きます。

次に補助執行関係になります。幼稚園保育園課の青島彰の学校への帰任に伴い、豊浜小学校から金澤光雪が主幹として就任します。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、議案第 11 号は原案どおり承認された。

(3) 議案第 12 号 磐田市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

磐田市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部改正について説明します。これは、平成 29 年度の組織機構変更に伴い、教育総務課に児童青少年政策室を設置し、青少年政策に関する事務を市長部局から教育委員会に移管するための所要の改正を行うものです。具体的な改正内容は新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 1 項第 4 号に社会教育に関することを補助執行させる規定がありますが、そのうち補助執行させる事務から除く項目として青少年政策に関することを加えます。施行期日は平成 29 年 4 月 1 日となります。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、議案第 12 号は原案どおり承認された。

(4) 議案第13号 磐田市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

これは平成29年度の組織機構変更に伴い、教育総務課に児童青少年政策室を設置し、学校給食管理室を学校給食課に独立させることについて所要の改正を行うものです。具体的には、教育総務課の放課後児童クラブに関するものを削除し、青少年関係の事務について教育総務課内に新設される児童青少年政策室に移管するものです。施行期日は平成29年4月1日となります。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、議案第13号は原案どおり承認された。

(5) 議案第14号 磐田市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について

平成28年行政不服審査法の改正に伴う関係する例規については一括して改正をしましたが、本件については、その際の修正漏れです。具体的には、入所退所に関する決定を行政処分として捉えた場合、不服申し立てができることになるので、通知書に不服申し立てができる旨の教示文を記載していたものを、今回削除しました。本市においては、放課後児童クラブの利用については、「行政処分」ではなく「私契約」と取り扱っています。施行期日は平成29年4月1日となります。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、議案第14号は原案どおり承認された。

(6) 議案第15号 ながふじ学府一体校基本構想(案)について

3月1日の臨時教育委員会において、第1章「磐田市の教育」、第2章「基本構想」、資料編で構成された「ながふじ学府一体校等整備基本構想(案)」を渡しましたが、その後、庁内において検討をした結果、基本設計のプロポーザルにおいて、設計業者から多様な提案をしていただくため、「(2) 主な諸室のあり方」については、ながふじ学府向上型学府一体校の求める必要最小限の内容にした方がよいのではということになりました。そこで、前回の報告書2-8~2-13、6ページにわたって記載した「主な必要諸室」の内容を今回配付した基本構想の2-8~2-10に(1)「人と人とのつながりを深めるための諸室の整備、(2)「ながふじ向上型学府一体校の諸室及び配慮事項等」として、整理しました。そこに載せているのは、学年区分・学級数の変動や教科教室型にフレキシブルに対応する教室、特別支援教室の数、豊田東小学校の児童が活用できる多目的教室、地域に開かれた図書室、外国語教室、コミュニティ・スクール充実のための地域連携室、地域へも開放できるランチルーム、共同調理場、放課後児童クラブ、メインとサブの屋内運動場、公園的利用も兼ねた校庭・グラウンド等です。前回の報告書2-9~2-13の「(2) 主な諸室のあり方」の内容については、資料編に掲載し、報告書として冊子にしていきます。資料編も載せた報告書につきましては、基本設計業者が選定された後に業者及び検討会で提示していきたいと考えています。

< 質疑・意見 >

余裕教室をいくつか設置することによって、弾力的に学年区分にも対応できるという1つの例

です。大変わかりやすいです。

8・9年生を独立させて勉強できるのがいいと思うので、1年生を1階に持ってきて行き来ができるようにさせておいて、8・9年生はまったく別で、しっかりさせたほうがいいと思うので、7年生に小学生の面倒を見させるという点では、3階よりは1階のほうがいいと思います。

特別支援学級の教室が小学校5教室で、LDの通級教室も4教室ありますが、知的学級と情緒学級で5学級になりますか。

磐田市には、病弱や肢体不自由の例もあるので、可能性として5教室あるといいと考えました。分かりました。LDの通級指導教室は、ほかの地域からも通学するのですか。

現在、豊田北部小と磐田中部小の2箇所あり、磐田市全域から通っています。今後、中学生も通う可能性もあるので、思いを込めて4教室としました。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、議案第15号は原案どおり承認された。

(7) 議案第16号 学校(園)医、学校(園)歯科医及び学校(園)薬剤師の委嘱について

磐田市立小・中学校管理規則第33条「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の内申に基づいて教育委員会が委嘱する」に基づき、学校(園)医・学校(園)歯科医・学校(園)薬剤師を委嘱するものです。それぞれの校区の中で新たな医院の開院や一身上の都合による辞退等により変更の必要が生じてきました。医師会、薬剤師会、歯科医師会と相談した上で、校長の内申に基づき、一覧表のように変更をしました。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、議案第16号は原案どおり承認された。

7 報告事項

(1) 市民活動推進課

1点目は、磐田市少年補導センター要綱の廃止についてです。この要綱では、磐田市少年補導センター、少年補導センター運営協議会、少年補導員の設置について記載されています。青少年の問題行動の多様化や地域社会のニーズの変化に伴って、補導センター自体の在り方についても今まではというところもありますし、認知度も決して高くはありません。果たして補導センターという形がいいかというところがあります。その意味もあり、今回補導センターを廃止することに伴い、補導センター運営協議会も廃止したいと考えています。補導センターの中に少年補導員を設置しています。少年補導員は、教育委員会で委嘱をする地域の方々です。近年少年補導員による活動の中で、不良行為少年に出会ったり、補導行為を行ったりすることはほとんどなく、多くは声掛け運動、呼び掛けが中心になっています。現状の活動だと、地域では防犯活動、交通安全活動、見守り活動などの同類の活動があるので、今回少年補導員の委嘱はやめて、地域づくり協議会の中で青少年健全育成の一環として補導行為も担っていく形にしたいと思います。以上のことから、この要綱を廃止するものです。施行期日は平成29年4月1日です。

2点目は、磐田市生涯学習出前講座実施要綱の廃止についてです。現在磐田市では市民活動推進

課がとりまとめをして、各所管課による出前講座を実施しています。今回各地区に交流センターが設置され、交流センターを中心に地域活動を活発化させていくことがあります。そうした中で、出前講座を廃止し、交流センター講座として充実させていくことを考えています。その中でより重要な情報を戦略的に活用していく、市民に提供していく、地域づくり・人づくりにつなげていくことを考えています。施行期日は平成 29 年 4 月 1 日です。

< 質疑・意見 >

老人会などで出前講座はできなくなってしまうのですか。

基本的には受けません。現在年間 200 講座ほど実施しています。特に多いのは健康福祉に関するもので、受講で多いのは老人クラブです。中身ですが、市では専門の看護師・保健師が専門知識をもって出向いて学習として情報を提供していますが、実態は時間合わせになっていて、コンビニ的な講座になる傾向があります。本来の生涯学習としてそこで得た知識を地域に広めたり、豊かな人生を送ったりすることには、寄与していない感じがあります。また講座数が多いので、職員の負担感も多いです。現状、高齢者が増えていく中で、講座要望は増えている実態はあるので、ここは一度休止という形をとります。交流センターで集中的に行い、そこで覚えた人が講師になって地域に広げていくことができないかと考えています。市民にどうしても伝えたいこと、例えば防災や新しい制度については、出前ではなく出向いて行って細かく知らせていきますので心配はありません。

自治会で依頼してごみの出し方などをごみ対策課の職員が来て説明してくれるときに、出前講座として申請をしていましたが、それはどうなりますか。

窓口であった市民活動推進課がなくなるので、直接担当所管課へ相談してもらうこととなります。基本的に所管課で調整をして、受けられるものは受けて行く形になると思います。自治会のごみの話などはどこも同じ条件なので、できれば交流センターでまとめて、複数自治会に受け取ってもらうと効率がよくなります。

交流センターが講座をコーディネートできるのですか。

できます。交流センターによって温度差があるのは承知しています。これからの交流センターの在り方は、地域づくり・ひとづくりをやっていくことです。職員がコーディネーターになる、マッチングをしていくことも担っていくことも考えていきたいと思っています。

交流センターが講座を実施するときは、知らせるべきものは市の職員が出向くということですね。

そうです。逆に市から交流センターにやらせてほしいということもあると思います。

(2) スポーツ振興室

磐田 U-12 国際サッカー大会開催事業費補助制度についてです。この大会は、12 歳以下の小学生で構成されたチームによるサッカー大会で、国内外から 12 チームが参加し、平成 28 年度から開催しています。大会の目的は、青少年育成、競技力向上、地域貢献の 3 つで、本市では大会を通して、子どもたちの国際交流やボランティアによる大会運営などにより地域の活力を高めていければと考えています。次に大会開催事業費補助金の概要について、補助金交付の目的は、国際大会の開催により、子どもたちのスポーツへの関心を高め、シティプロモーション、民泊や交流戦などにより国際交流も図ることができる本大会を支援するためです。補助金の交付先は大会実行委員会です。実行委員会は、磐田市体育協会、県・市サッカー協会、ジュビロ磐田、商工会議所、商工会、磐田市で組織しています。補助金の額は、100 万円を限度とすると規定しており、平成 29 年度予算に 100

万円を計上しています。なお、補助金額は、実行委員会を組織する他団体の協賛金の額や全体事業費を考慮し、決定しました。なお、平成 28 年度の本大会の全体事業費は、約 1,000 万円で、食糧費・懇親会費等を除く補助対象経費は 800 万円となっています。収入内訳は、サッカー協会などの補助金が約 350 万円、企業の協賛金が約 650 万円でした。

< 質疑・意見 >

なし

(3) 教育総務課

< 質疑・意見 >

なし

(4) 学校給食管理室

< 質疑・意見 >

なし

(5) 学校教育課

< 質疑・意見 >

なし

(6) 中央図書館

< 質疑・意見 >

中央図書館の展示室の利用は抽選でどのように決めていますか。

はじめに、文化協会等の市主催のものを先に押さえます。空いているところについて、2月に次年度の抽選を行います。その後空いているところについては、後日外れた団体に照会します。

中学生ビブリオバトルについて簡単に説明してください。

今回 3 回目で、磐田第一中、城山中、福田中の生徒がバトラーで参加しました。初めて男子生徒が参加し、女子生徒と違う視点で本を紹介してくれました。また、焼津市の図書館員が視察に来ました。ビブリオバトルをやりたくても、どんな風にやるのか分からないことがあるので、視察に来て勉強になったという言葉をいただきました。

一般の方の参観はありましたか。保護者の方が多かったですか。

今回は、保護者の方は多くなく、来館の方にも声を掛けたのですが、校長先生や学校司書、図書館の職員などが参観しました。

(7) 文化財課

遠江国分寺整備基本計画の最終的な計画書の概要版を配布しました。来年度から整備に入りたいと思います。

< 質疑・意見 >

なし